

(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業

団体名	福島県教育委員会
-----	----------

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

本県では、特別支援教育の理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を目指し、地域の状況を踏まえ、教育事務所と市町村教育委員会が連携協力し、市町村の支援体制整備・充実、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実等に向けた取組を進めている。また、教育事務所と県養護教育センター、特別支援学校が連携した地域支援を行っている。これまでの取組から以下のような課題が見られる。

(1) 教員に求められる専門性、外部人材を活用した研修について

本県における指導の重点の一つとして、障がいの重度・重複化、多様化に応じた指導の充実が挙げられる。幼児児童生徒の一人一人の障がいの状態に応じた指導を行うために、課題を明確に捉え、学習効果を高めるような工夫改善を目指して教員の専門性の向上を図る必要がある。また、地域の小・中学校等においては、多くの学校で特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導支援に課題を抱えている。各学校のニーズに応じて、指導支援の充実とともに、校内支援体制づくりに向けた取組への支援が必要である。各学校の特別支援学級等の教員の専門性や指導力の向上を図る必要がある。さらに、各特別支援学校が地域のセンター的機能を発揮するために、地域支援を担う人材育成、地域支援の実践力の向上が課題であり、校内での実践を通して授業力や教育相談等の専門性の向上を図る必要がある。

(2) 特別支援学校間のネットワーク、特別支援学校の地域別・機能別役割分担について

各教育事務所、養護教育センター、各特別支援学校が地域支援チームとして連携協力し、域内の市町村の状況やニーズ等を踏まえた支援体制の整備充実に向けた取組を推進するために、地域支援の進め方や具体的取組について協議する場として、地域支援ネットワーク会議を定期的で開催している。しかし、特別支援学校間のネットワークに関しては、各特別支援学校における地域支援の進め方や具体的取組についての情報交換や協議を通して、共通理解を図ることができているが、地域の小・中学校等へのより効果的な支援に向けて、各特別支援学校における役割分担を行い連携した取組が必要である。

(3) 地域内の小・中学校等からの相談・支援のニーズについて

これまで本県における地域の小・中学校等の支援の要請手続きは、地域の小・中学校等から各特別支援学校に直接要請する方法と各教育事務所を通して、巡回相談員（特別支援学校教員）に要請する方法があった。今後、各特別支援学校がより効果的な支援を行っていくためには、市町村教育委員会が、所管する小・中学校等の支援要請の主訴をより明確にし、必要とする支援やニーズを把握することが必要である。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

(1) 教員に求められる専門性、外部人材を活用した研修について

各特別支援学校において、障がいの重度・重複、多様化に対応するための教員の専門性の向上がセンター的役割を果たす上での重要な要素となる。医療関係者、大学教授、国立特別支援教育総合研究所研究員、臨床心理士、他校特別支援学校教員等の外部人材を活用した研修を行い、指導の実際に関して指導助言を受けることで、児童生徒の個々の課題が明確になり、支援の方法等を学校全体で共有できたことは専門性の向上につながったと考える。さらに、各特別支援学校が外部人材を活用した研修会や講演会は、地域の小・中学校等のニーズに応える機会ともなり、特別支援教育に携わる地域の教員の指導支援の専門性の向上につながった。今後、研修会の取組の様子や指導助言の内容等をホームページ上で公開するなど地域で情報を共有するための取組の充実が必要である。

(2) 特別支援学校間のネットワーク作り、特別支援学校の地域別・機能別役割分担、地域内の小・中学校等からの相談・支援のニーズについて

特別支援学校のセンター的機能による支援の要請手続きについては、地域の小・中学校等から支援要請を受けた市町村教育委員会が主訴を明確にした上で各教育事務所へ依頼し、教育事務所が要請の主訴に応じて、各特別支援学校に支援を要請するように手続きを変更した。そのことで、市町村教育委員会が所管する小・中学校等のニーズを把握し、各教育事務所が主訴に応じた特別支援学校の要請等をコーディネートすることで、各特別支援学校が効果的に支援を行える事例が増えた。また、特別支援学校間のネットワークとして障がい種の異なる特別支援学校が連携して障がいの実態に応じた支援のポイントや ICT 機器の活用方法等について小・中学校への支援を行うなど、特別支援学校の機能別の役割を生かした支援の事例も見られた。

今後、地域の小・中学校等を所管する市町村教育委員会と連携して課題解決を図ることを目指し、要請を受けた各特別支援学校は支援の方向性や内容をより具体的に示す工夫が必要である。また、各特別支援学校では、地域支援担当者に加え、校内資源を生かして人材を派遣するなど学校全体で地域の支援体制づくりに取り組む必要がある。

3. 解決策（次年度の重点的取組等）

- ・本事業における取組のように、各特別支援学校がセンター的機能を発揮するための専門性を高め、市町村教育委員会や地域の小・中学校からの要請主訴を踏まえニーズに応じた相談や研修等の支援を行うための体制の整備を行う。
- ・センター的機能の実践から得た地域の状況や課題等を踏まえ、地域支援の在り方や特別支援学校の役割等について校内で検討しながら進めるとともに、地域支援を担う教員を増やすなどしながら、教員の地域支援の実践力の向上や校内の支援体制づくりにつなげられるようにする。
- ・特別支援学校教員による地域支援の進め方や学校等支援の在り方については、養護教育センターによる研修機会を設定することで、効果的なセンター的機能の発揮につなげる。

4. 事業成果の維持・発展に向けて

- ・県養護教育センターと連携し、各特別支援学校のセンター的機能による相談・研修支援の実

践例をデータベース化して、地域の小・中学校等への情報提供や特別支援学校間の連携、自校の取組のブラッシュアップ等に活用できるようにする。

【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
福島県全域	1	福島県立盲学校
	2	福島県立聾学校
	3	福島県立聾学校福島分校
	4	福島県立聾学校会津分校
	5	福島県立聾学校平分校
	6	福島県立大笹生養護学校
	7	福島県立郡山養護学校
	8	福島県立あぶくま養護学校
	9	福島県立あぶくま養護学校安積分校
	10	福島県立須賀川養護学校
	11	福島県立須賀川養護学校医大分校
	12	福島県立須賀川養護学校郡山分校
	13	福島県立西郷養護学校
	14	福島県立石川養護学校
	15	福島県立会津養護学校
	16	福島県立会津養護学校竹田分校
	17	福島県立猪苗代養護学校
	18	福島県立平養護学校
	19	福島県立いわき養護学校
	20	福島県立いわき養護学校くぼた校
	21	福島県立富岡養護学校
	22	福島県立相馬養護学校

※福島県では、平成16年度より、「障害」の表記を「障がい」で統一している。